

尾花沢市福原工業団地の企業立地優遇策

1. 山形県補助金

企業立地促進補助金

区分	対象事業者・補助要件	内容
大規模	製造業等であり、県内に用地を取得し工場を設置 ①土地を除く固定資産の取得額(消費税を除く)(以下、同じ)100億円以上 ②新規常用雇用者(人員移転を含む。)が300名以上 ③用地取得から3年以内の建設着手、5年以内の操業	対象経費の10% 限度額:50億円
一般	製造業等であり、県内に用地を取得し工場を設置 ①土地を除く固定資産の1億円以上(空工場:5,000万円以上) ②新規常用雇用者10名以上(対象経費が15億円超:20名以上) ③用地取得から1年以内の着手、2年以内の操業 (対象経費が15億超:3年以内の操業)	対象経費の20% (15億円を超える部分は5%) 限度額:10億円
賃貸リース	製造業等であり、県内に工場を設置 ①新規地元常用雇用者が10名以上	建物・設備の賃貸リース額 20% 操業後5年間を対象
研究開発	製造業であり、県内に用地を取得し研究開発機能を設置 ①土地を除く固定資産の取得額3,000万円以上 (空工場:1,500万円以上) ②新規常用雇用者5名以上	対象経費の25% 限度額:10億円
<p>雪対策・物流関連施設への補助</p> <p>1. 雪対策 除雪設備への補助 補助率100/100(上限1,200万円)(消雪面積800㎡を超える場合は別途加算) 除雪設備への補助 補助率50/100(上限500万円) 利雪設備への補助 補助率30/100(上限1,000万円)</p> <p>2. 物流関連施設への補助(主なもの) 物流関連施設への支援 新設の場合 取得額1億円以上、新規常時雇用5名以上、補助率20%(上限10億円)など</p>		

2. 尾花沢市奨励金

尾花沢市企業立地奨励金

適用条件 ①投資額2,000万円以上 ②事業用地面積3,000㎡ ③常用雇用者10名以上

名称	対象事業者	優遇制度
用地取得奨励金	福原工業団地及び公有適地内に事業場用地を確保したとき	①口括払い 取得価格の40% 限度額:1億円 ②分轄払い 支払利子の50%相当額 ③支払猶予期間の場合 売買契約締結後3年以内は利子相当額
雇用奨励金	市内居住の雇用者が新規雇用又は増員された場合	雇用者数×年額6万円(操業から2年間)
操業奨励金	市内に新設・増設・移設された場合	新設・増設・移設された土地、建物、機械設備等の固定資産相当額 適用期間は課税年度から3年間 ただし、用地の分轄払については契約締結後3年間とする
排水処理施設整備奨励金	合併処理浄化槽施設の新設・増設・改良する場合	新設・増設・改良に要する経費の2/3以内の額
雪対策奨励金	市内に新設・増設・移設し、雪対策を行う場合	① 除雪機械購入及び消融雪装置設置(地下水の開放利用は除く)の場合は、適用期間内に1度に限り経費の30%以内の額 上限100万円 ② 除雪経費の場合は、適用期間内に限り除雪経費の30%以内の額 上限30万円 ※適用期間:操業開始年度から3年間

3. 融資制度

産業立地促進資金

貸付対象者	県内の工業団地等に立地する企業
資金の用途	設備資金（土地、建物含む）、運転資金
貸付限度額	20億円以内
貸付期間	20年以内(据置3年以内)
貸付利率	年0.7% 固定金利

4. 固定資産税の課税免除（過疎条例 過疎地域によるもの）

項目	制度内容
期間	課税年度から3ヵ年度
要件	新設又は増設に係る一の生産設備等で、減価償却資産の取得価格の合計額が2,700万円を超えるもの

5. 福利厚生設備設置補助金

項目	制度内容
対象施設及び要件	① 社宅等・・・2戸以上 ② 施設等・・・500㎡以上 ③ 食堂、研修室等・・・100㎡以上（床面積）
補助金等の額	設置に要した経費の20%以内で、100万円限度